

徳島県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和三年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

106	整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
穴吹塩之江		美馬市脇町字井口東七一番三 地先から 同 字井口一六三番一 一地先まで		四九四・〇	令和三年三月十二日